2021 年 1 月20 日

福岡県知事 小川　洋　 様

福岡県商工団体連合会 会長 岩下　幸夫

**「緊急事態宣言」に伴う中小業者支援の抜本的強化を求める要請書**

「緊急事態宣言」が福岡県を対象として発出されました。新型コロナ危機打開・ 経済再建への道を開くためには、県内事業所の５割以上を占める従業員４人以下の中小業者、雇用の２割以上を支えている小規模企業が事業を継続・再開に踏み出すことが欠かせません。一刻も早い コロナ禍の収束を願いながら、必死で耐えている福岡県下すべての中小業者・小規模企業に行き届く支援制度の抜本的強化を求め、以下の事項を要請します。

記

1. 中小業者は、１月14日から２月７日の「時短営業要請」に応じていてもコロナウイルス新規感染者拡大が収まらずさらに延長されるのではないか」と不安の声を上げています。時短要請で新規感染者は大幅に減るのか、延長の必要性と感染収束への手立てなど、福岡県知事は専門家同席の上で、納得できる丁寧な説明を県民に行ってください。
2. 「緊急事態宣言」で自粛や時短営業に応じた事業者に対する事業維持に必要な損失補償、特に小企業・中小業者に対しては、小規模企業基本法に基づく直接補償制度を創設することを政府に強く要請してください。中小企業庁の令和2年度緊急事態宣言に伴う外出自粛等の影響を受けた事業者への一時支援金（仮称）について、対象となる業種をさらに拡大し、コロナで苦しむ全ての事業者が救済される支援策となるよう国に強く要請してください。
3. １月15日に発表した「福岡県感染拡大防止協力金」について、必要書類に、確定申告書の写しと記述されていますが、年度は直近の単年度分のみとし、その取扱いについては持続化給付金申請と同様の書類の代替えを認めてください。また諸事情により直近の申告書等がない事業者や、開業後間もないため、申告時期を迎えていない個人の事業者については、個人事業の開業届のかわりに飲食店営業許可書を代替え書類として認めてください。申請受付期間が令和３年３月７日となっていますが、３月31日まで延長してください。申請から協力金の給付まで１週間程度となるよう人員体制の強化をはかってください。県が1月15日17時30分に発表した同協力金のＱ＆Ａの項目４で、要請期間中に新たに開業した場合は、対象外と記述されていますが、今回の福岡県への緊急事態宣言は、突然のことだったため、要請期間中に開業を予定していた事業者も対象としてください。項目12で、酒類を提供しないカラオケ店について要件を満たせば対象となると記述されています。飲食店営業許可を取得していないカラオケ店も給付対象として認めてください。
4. 福岡県としてコロナによる影響で苦しんでいる全ての事業者に対して、福岡県持続化緊急支援金の第2弾など、県独自の給付金制度を創設して下さい。申請については、簡便なものとし、申請から給付までの期間も１週間程度とするようお願いします。
5. 飲食店、関連業種で働くアルバイト学生などにも休業手当金を直接支払う制度をつくってください。
6. 福岡県として県下の市町村が行う中小企業支援策への財政援助を行ってください。
7. すでに実行された各種給付金、これから実施予定の協力金等を非課税としてください。
8. 国保料（税）、県税の徴収を停止し、事業実態に即して免除する制度を創設してください。

以上